⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。
⑼　上記２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Maekawa Hidekazu President, Representative Executive Director, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Provision of Expressways Weather Information along in West Nippon Expressway
⑷　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. 21 January 2022
⑸　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 23 March 2022
⑹　Time limit for the submission of tenders : 11 : 00 A.M. 25 April 2022
⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑻　Contact point for tender documentation : Suetsugu Megumi, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, West Nippon Expressway Company Limited 1―6―20, Dojima, Kita-ku, Osaka City Osaka Prefecture 530―0003 Japan Tel. 06―6344―9239 Fax. 06―6344―9516

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

足羽川ダム地質解析業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和４年１月11日
近畿地方整備局長　東川　直正
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　18
1　業務概要
⑴　業務名　足羽川ダム地質解析業務
⑵　業務内容　本業務は、足羽川ダム本体を施工するにあたり、基礎掘削中に堤体基礎部となる基礎岩盤の性状をスケッチ調査・解析し、既往の地質調査結果の検証を行って、設計・施工にフィードバックすると共に、原石山掘削中においては掘削岩盤の性状をスケッチ調査・解析し、既往の地質調査結果の検証を行って、掘削法面の長期的安定性の検討及び岩石の採取計画にフィードバックすることを目的とした業務である。
主な業務内容は以下のとおりである。ダムサイト掘削面岩盤スケッチ　一式、原石山掘削面岩盤スケッチ　一式
⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和５年３月31日
2　申請の時期
令和４年１月11日から令和４年１月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。
なお、令和４年１月22日以降（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、技術提案書の提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。
受付時間は、受付期間中の各日とも、９時15分から16時30分までとする。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和４年１月11日から近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
なお、令和４年１月11日から令和４年１月21日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に足羽川ダム地質解析業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参若しくは郵送（必着。書留郵便に限る。）する又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後、必ず送信した旨を電話にて下記に連絡すること。電話連絡がない場合は、申請を受理しない。
また、電子入札システムによる申請は認めない。
提出場所は次のとおりとする。
＜持参・郵送の場合＞
〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141
＜電子メールの場合＞
（電子メールの送信先）
kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp
（電子メールの件名）
設計共同体申請書（足羽川ダム地質解析業務）
（電子メール送信後の連絡先）
近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和３・４年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
４）令和２年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
１）構成員の分担業務が、業務の内容により、足羽川ダム地質解析業務設計共同体協定書において明らかであること。
２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、足羽川ダム地質解析業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、足羽川ダム地質解析業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。
また、この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴２）の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。